

様式例(コンビニエンスストア)
特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地					
施設の名称					

項 目	小 項 目	整 備 基 準 (概 要)			適合欄	備 考
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ ロ ハ	幅は、内法80cm以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
(2) 敷地内の通路 （高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路（地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く）	ニ	(1) 幅員は、内法120cm以上			
			(2) 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保			
			(3) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			(4) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
	3) 傾斜路	ホ	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上			
			(2) 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
			(3) 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
			(4) 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
			(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		イ ロ	幅は、内法120cm以上			
			車椅子転回スペースの確保（末端及び50m以内ごと）			
		ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		ニ	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
	2) 傾斜路	4	幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上			
			勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
			勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
			高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
	3) 各室の出入口	5	出入口の幅は、内法80cm以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
(4) 階段	階段	イ ロ ハ ニ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
			手すりの設置			
			主たる階段の回り段の禁止			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(5) 便所	1) 多数の者が利用する便所の設置位置	1	段は、識別しやすくつまずきにくいもの			
			特定の階に偏ることなく設置			
			多数の者が利用する上で支障がない位置に設置			

	2) 多数の者が利用する便所の設置数	2		多数の者が利用する階の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）		
				ただし、次の階は多数の者が利用する階から除く		
			①	地上へ通ずる出入口のある階で、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に多数の者が利用する便所を1以上設ける施設があるもの		
			②	多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階		
			③	多数の者の滞在時間が短い階		
			④	建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階		
	3) 腰掛式便器	3		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上		
				腰掛式便器、手すりの設置		
(6) 車椅子使用者用便房	1) 車椅子使用者用便房の設置数	1		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上		
				床置き式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）、手すりの設置		
				多数の者が利用する便所を設ける階（以下、便所設置階）がある場合		
				当該階の多数の者が利用する便所のうち、便所設置階の床面積が10,000㎡以下の場合1以上、10,000㎡超40,000㎡以下の場合2以上、40,000㎡超の場合は当該床面積に2万分の1を乗じて得た数以上（端数切り上げ）		
				ただし、次のいずれかに該当する場合は除く		
			イ	地上へ通ずる出入口のある階でかつ、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設ける施設がある場合		
			ロ	車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合		
			ハ	以下のいずれかに該当する場合 (1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、男子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上 (2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、女子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上		
			ニ	床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物の場合 床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（端数切り捨て）に1の本文に定める床面積1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき数を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける場合		
	2) 車椅子使用者用便房の構造	2		1に定める車椅子使用者用便房を設ける場合		
			イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
			ロ	出入口の幅は、内法80cm以上		
			ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
			ヘ	操作が容易な水栓器具		
			ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
(7) 駐車施設（高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1) 車椅子使用者用駐車施設	1	チ	車椅子使用者用である旨の表示		
				多数の者が利用する駐車場を設ける場合		
			イ	駐車施設の総数が200以下の場合、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（端数切り上げ）以上		
			ロ	駐車施設の総数が200超の場合、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（端数切り上げ）に2を加えた数以上		
				ただし、2のイ又はロに該当する場合は除く		

(8) 視覚障害者を誘導する装置		2	イ	駐車場が全て機械式駐車場の場合 その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が1以上		
			ロ	機械式駐車場及びそれ以外の駐車場を併設する場合 ①機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が1以上 ②機械式駐車場の駐車施設の総数とその他の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の総数の合計数が、1に定める数以上		
	2) 車椅子使用者用駐車施設の構造	3		1に定める車椅子使用者用駐車施設を設ける場合		
			イ	「(1) 出入口」に近い位置		
			ロ	幅は、350cm以上		
			ハ	車椅子使用者用である旨の表示		
			ニ	床面は、水平面を確保		
	3) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ		
	1) 出入口から道路（自動車車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く）		
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
			ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		
			ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		
	2) 出入口から受付等（自動車車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く）	2		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く）		
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
	4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「－」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。